

## 富山家庭裁判所委員会（第9回）議事概要

### 1 日時

平成19年6月14日（木）午後2時00分から午後4時00分まで

### 2 場所

富山家庭裁判所大会議室

### 3 出席者（五十音順，敬称略）

#### (1) 委員

井加田まり，佐野仁志，杉森研二（委員長），銭 輝，手崎政人，中野英和，  
平野正治，藤井邦夫，堀 昌章

宮田伸朗委員は欠席

#### (2) 事務担当者

石崎事務局長，野々村首席家裁調査官，寺川首席書記官，山口事務局次長，  
笠松総務課長，小沼総務課課長補佐

### 4 進行次第

#### (1) 委員長の選任

松本哲泓委員から杉森研二委員に交代し，委員長が欠けたことから，互選により杉森研二委員を委員長に選出した。

#### (2) 委員長あいさつ

#### (3) 意見交換

テーマ 「離婚等に関連した家庭裁判所の手続について」（第2回）

ア 調停当事者助言用DVD「子どものいる夫婦が離れて暮らすときに考えなければならないこと」を視聴

イ プレゼンテーション

(ア) 「DVDの制作目的とその使用状況について」（野々村首席家裁調査官）

(イ) 「養育費，婚姻費用について」（寺川首席書記官）

(ウ) 「離婚裁判手続について」(手崎裁判官)

ウ 意見の内容は、別紙のとおり

(4) 次回テーマ

未定

(5) 次回開催日時

未定

以 上

(別紙)

意見交換( 委員長 委員 事務担当者)

離婚に関しては、子どもの親権や養育費をめぐる紛争が随伴するケースが多いが、これら子どもの親権等の諸問題の解決策について、皆様の御意見を伺い、家庭裁判所の手続等の充実を図る上での参考とさせていただきたい。

調停当事者助言用DVD「子どものいる夫婦が離れて暮らすときに考えなければならないこと」は、数回調停を開いて視聴が適当と思われる事件の当事者に視聴してもらっている。

大人になりきれない者が離婚するケースにおいては、離婚後に父や母として行動せよと言われても、キャパシティを変えるだけの資質があるのかが疑問だ。

両親の離婚によって子どもにどのような症状が出るのかについて、DVDでは「不登校」という症状が出ていたが、ほかに何か致命的な結果とか、体に何か影響が出るとか、年齢によっても違うと思うけれど、いろんな例があれば離婚が子どもに与える影響について両親がどう考えなければならないかがわかるのではないか。

私は中国人なので、DVDのドラマを見ても実感が無い。というのは、中国では離婚率が高く、学校のクラスの少なくとも3分の1が父又は母と一緒に生活していない。DVDに出てくるような場合は、双方の祖父母のどちらかが引き取る例が多く、その結果、子どもが可愛がられすぎて過保護に育ってしまう。

両親の仲が悪くなると、子どもがいい子になろうとしたり、不安になったり、また、父母がそれぞれ子どもを取り込もうとしたり、実際にありうることをドラマにしたのがこのDVDで、事案によって活用している。少なくとも当事者にとっては、このドラマのようにならないようにしていたのに、子どもに影響があるのかと自分自身に目が向くという効果があると思う。

調停をしていて、子どもがどういう気持ちかということを考えてもらいたいときなどに見てもらおうDVDである。実際に利用したところ、当事者の反応はそれぞれであったが、子どもの心情に目を向けるきっかけになったであろうと思われ

る点では、活用価値のあるものだと思う。このDVDの視聴の後で円満に解決した例もあったと聞いている。

離婚のいきさつがわからないドラマだし、子どもの感情を大人の視点で描いているように見受けられる。このDVDはどこで、どのように活用されるのか。離婚調停を申し立てた者全員に見せるのか。

離婚調停では子どもの親権に争いがあるとなかなか解決の糸口が見えない。そのような場合、調査官が子どもの状況や両親に面接して調査するが、その中でこのDVDを見てもらうことが多く、夫婦が揃って見る場合と個別に見てもらう場合とがある。また、面接交渉を行う必要がある場合、当事者を説得するツールにも利用できる。

家庭内別居している場合など、何回か話し合った後で見てもらえばいいと思う。仮に、裁判所で問題が解決しなかったとしても、別居状態は続くわけであり、その場合、子どもとどう接するか、子どもはどんなことを考えているのかを父母も考えながら生活してもらう契機になるのではないかとの思いもある。

調停の場では子どもをどちらが引き取るかという問題が中心で、このDVDを見ただけでは答えが出にくいと思う。もっといろいろなパターンを用意してその事件に合ったものを見せればいいのか。

子どもの気持ちを考えさせるという点では効果があると思う。

子どもの養育については夫婦の責任は同じであるが、ドラマでは誰が子どもの面倒を見てきたのかといった場面が出てくることから、どちらが子どもを引き取るのかについても争点であり、子育ての責任を強調しすぎたり世間体を考えさせ過ぎたりするようであれば建設的ではない。子どものためにも早期の解決が重要だという観点からのサポートがより大切ではないかと思う。

子どもの傷つき方はよく出ていたと思うし、当事者は子どもの気持ちまで気が回らない人の方が多いと思う。もし、ドラマの状況が受け入れられる人であれば、少し気持ちの余裕ができてその後の交渉もスムーズに行くのではないかと思う。受け入れる余裕がなければ「何だこんな教育的なものを見せて」ということにな

り拒否されることもあると思うので、ケースバイケースで利用するのがいいと思う。

子どもの親権者を定めるについてマニュアルとか基準とかはあるのか。

審判例はあるが、個々の事情により考えていかなければならない。子どもの年齢が2, 3歳と小さいときは母親が親権者となることが多いと思うが、中学生以上になると子ども自身の意思を加味して定めるし、兄弟である場合はできるだけ離さないようにするケースもある。現在子の福祉が保たれていれば、その環境をできるだけ変えないということもある。また、夫婦関係で裁判所を利用する方の多くが離婚するケースであると思われ、その場合、子どもの問題をどうするかということ、子どもの立場に立って考えてもらいたいと思う。

中国人と日本人との夫婦で子どもがいる場合の離婚について何件か相談を受けたことがある。母が中国人の場合、離婚すると帰国しなくてはならないが、母が親権を持てば在留資格が生じるので、親権については利害が大きい。

外国籍の女性の場合、離婚調停のときに母親が親権を主張することが多く見受けられるが、子どもがある程度の年齢で、例えば父方の祖父母が面倒を見ている場合など、なかなか親権者を母親とできないこともある。また、離婚調停を申し立てる場合、すでに別居していることのほうが多いが、そのようなときに母が養育している実態がないと親権を主張しても難しいのではないかな。

離婚調停の申立てをすれば、どれだけの期間で解決するのか。また、付随手続として親権者の指定などもあると思うが、裁判での解決との比較では労力はどうなのか。

3回以内の調停期日で解決できれば早く解決できたと言えると思う。しかし、長い調停では1年くらいかかっているものもある。自分の感触では、夫婦関係の調停が成立するのは申立ての約半分くらいであり、その中では、離婚するのが多くで、別居を前提に婚姻費用だけを決めたりして解決する場合もあったりする。

調停事件というものは成立しなかったら無意味だというものではなく、不成立

の場合であっても当事者間に何らかの効果をもたらしている場合も少なくない。

養育費や婚姻費用の算定について、これまでの家庭裁判所の実務に基づき作成された算定表があり、審判となった場合はそれを基に審判書を作成することが多いが、調停においても利用している。

支払義務者が支払えない場合、差押えなどしても取立不能の場合はどうなるのか。拘留でもされるのか。

調査官の履行勧告や給与の差押えがあり、裁判所もそれらの案内のパンフレットを用意しているが、拘留をするという制度はない。

子どもが成人すると養育費はどうなるのか。大学や大学院に進学した場合にも費用がかかると思うがどうか。

子どもが大学へ進学する可能性が高いときは22歳、またはそれを超えて支払いを取り決める場合もある。審判でも同じである。今までは18歳までという取決めが多かったが、最近では20歳というケースの方が多いかと思う。

調停で合意ができなくて裁判となった場合のために、裁判所では書き込み式の訴状、答弁書を用意しており、弁護士を付けずに本人で訴訟を行っている場合もある。また、訴訟手続の中で和解が成立して終わる場合も結構ある。

面接交渉を親権者が相手方に対して認めないというのも裁判でやるのか。また、この場合、親権者が子どもに対して、例えば、相手方が死んでしまったと説明しているから面接交渉はできないというのは理由となるか。

子の監護に関する処分としては調停又は審判となるのが普通である。また、相手方が死んでしまったと説明しているとしても、いずれは子どもに真実を告げなければならないときが来る。嘘であればどこかで分かってしまうと説得すると思う。

裁判や審判となった場合、子どもの状況がわからないと裁判や審判ができないままとなったりしないか。

必要があれば、家裁調査官が1か月程度で子どもの状況等を調査するので、通常は3か月程度あれば審判はできる。

子どもを中心に考えるということであれば、面接交渉を禁ずるのはどんな場合か。親権者が拒否している場合は裁判所で審理されるのか。

これまで面接交渉が認められなかったのはドメスティック・バイオレンスや児童虐待があった場合等である。相手方が刑務所などに入っていて、先ほど述べられたように親権者が子どもに対して相手方が亡くなったなどと説明している場合は、例えば親権者から相手方に子供の写真を送ってもらうよう、親権者に話をする方法もあると思う。

人事訴訟はどのくらいの時間がかかるのか。

双方が争っている事件については、10か月から1年程度かかる事件もある。

以 上